

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献		評価方式	総合	番号	20
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	60,080,945 ----- <1,104,643>	61,305,591 ----- <1,205,993>	78,035,972 ----- 及び1,228,054の内数	79,798,524 ----- 及び1,124,641の内数		
（ 補 正 後 ）	238,990,300 ----- <1,104,643>	208,848,521 ----- <1,205,993>	81,599,276 ----- 及び1,228,054の内数			
前年度繰越額（千円）	-----					
予備費使用額（千円）	-----					
流用等増△減額（千円）	-----					
歳出予算現額（千円）	238,990,300 ----- <1,104,643>	208,848,521 ----- <1,205,993>				
支出済歳出額（千円）	-----	208,842,096 ----- <1,205,993>				
翌年度繰越額（千円）	-----					
不用額（千円）	-----	6,425 ----- <0>				

達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	(平成22年度については、国際刑事裁判所分担金を代表例として評価することとしている。) 【目標】 国際刑事裁判所(ICC)の目的である国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持に貢献すること。 本施策を構成する具体的施策は以下のとおり。 1. 集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪といった最も重大な犯罪を犯した個人を処罰する包囲網の一翼を担うこと。 2. 他のアジア諸国等の加盟を促進し、ICCをより普遍的なものとする。 3. 侵略犯罪の定義等の策定に参加することにより、国際人道法に関する規範作りに貢献すること。 4. 日本人裁判官をはじめとする日本人職員を輩出すること。 5. 最大の分担金拠出国として裁判所の効率的・効果的運営を推進すること。
政策評価結果を受けて 改善すべき点	
評価結果の予算要求等 への反映状況	【予算要求】 我が国は国際刑事裁判所(ICC)に対する最大の財政貢献国(予算の22%を負担)であり、我が国が支払う分担金により、コンゴ民主共和国、ウガンダ、中央アフリカ共和国、スーダン・ダルフル地域における集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪のICCによる捜査・訴追が可能となっており、我が国が必要な支払いを行われなければ、ICCの活動は大幅に縮小せざるを得ないほど大きな影響力を有している。我が国は、引き続き、ICC予算の効率的な執行をはじめとする財政規律の維持を求めつつ、通常予算については分担率に基づく応分の財政負担を行うため、我が国の財政負担分に相当する経費を要求した。 【定員要求】 国際刑事裁判所に係る業務のための新たな定員要求は行っていない。

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献						番号	20	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	39,759,691	43,916,190		
	A	2	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	7,971,135	8,105,934		
	A	3	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費	30,305,146	27,776,400		
	A	4	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	< 1,228,054 >	< 1,124,641 >		
	小計						78,035,972 <1,228,054> の内数	79,798,524 <1,124,641> の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
合計						78,035,972 <1,228,054> の内数	79,798,524 <1,124,641> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省国際法局国際法課

政策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る 国際貢献	20
政策の概要	(平成21年度については、国際刑事裁判所(ICC)を取り上げて評価することとした。)我が国が支払う分担金・拠出金により、ICC の目的である国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持への貢献が実現された。	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 【総合的評価】 国際刑事裁判所の最大の財政貢献国である我が国が、「通常予算分担金」を支払うことにより、ICC の目的である国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持に貢献し、ひいては我が国国益の増進に役立った。 【必要性】 分担金の支払いは、国際刑事裁判所規程に規定された加盟国の義務。ICC を通じて、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持に貢献していくためには、分担金の支払いが必要である。 【効率性】 分担金は、ICC 書記局が策定した予算案を予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会(CBF)で審査の上、必要な修正箇所が勧告され、それに従って、全締約国で構成される締約国会議で決定された予算額を、負担能力等に応じて定められた分担率に従い支払うものであり、合理的な審査・決定を踏まえた資金の供与である。 【有効性】 我が国が支払う分担金により、コンゴ民主共和国、ウガンダ、中央アフリカ共和国、スーダン・ダルフール地域における集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の捜査・訴追が可能となっている。我が国は、ICC の最大の財政貢献国であり、我が国が必要な支払いを行われなければ、ICC の活動は大幅に縮小せざるを得ないほど大きな影響力を有している。 【反映の方向性】 引き続き、ICC 予算の効率的な執行をはじめとする財政規律の維持を求めていくが、通常予算については分担率に基づく応分の財政負担を行う。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【目標】 我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持のために、分担金を通じて貢献すること。 【目標の達成状況】 主要財政貢献国である我が国が分担金を支払うことにより、ICC は、国際社会全体の関心事である最	

	も重大な犯罪の処罰を推進することができた。我が国からの多大な財政的貢献に対する ICC 及び加盟国からの評価は高く、ICC における我が国の立場を強化するのにも役立っている。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 62 回国連総会における高村外務大臣一般討論演説	平成 19 年 9 月 28 日	民主主義と並んで、法の支配は平和と繁栄の基礎となります。国際社会における法の支配を推進するため、我が国は来月国際刑事裁判所 (ICC) に加盟する共に、開発途上国での法制度整備支援を行っていきます。
	第 166 回国会における麻生外務大臣の外交演説	平成 19 年 1 月 26 日	国際社会における「法の支配」の確立に向け期待される役割を果たすため、一つお願いがございます。国際刑事裁判所へ我が国として加盟するため、今国会で、関連条約の締結につき、御承認いただきたいと思います。